

# 地盤保証書

本保証書は、地盤の調査を基にした解析結果に従い  
基礎施工および補強工事を施した建築物が不同沈下した事による損害を  
保証約款に従い保証いたします。

保証書番号	[Redacted]		
保証物件所有者	様		
物件住所	埼玉県さいたま市 [Redacted]		
保証期間	2019年 [Redacted]月 [Redacted]日より20年間		
基礎仕様	ベタ基礎		
地盤補強工事	無し	工種	-----

地盤総合管理システムに登録された物件である事を承認いたします

一般社団法人 地盤総合管理センター

TEL048-951-4717 FAX 048-951-4762



登録地盤調査会社

株式会社 創和



# 地盤総合管理システム 保証書 約款

## ■ 第1条 保証制度統則

一般社団法人地盤総合管理センター（以下「地盤総合管理センター」）に登録された地盤調査業務又は地盤補強業務又は 地盤調査結果解析業務を行う業者（以下「登録地盤会社」）は、この保証約款に従い保証を行ないます。

保証者（登録地盤会社）が倒産等により保証責任の履行が出来ない場合、地盤総合管理センターは締結した損害保険契約の範囲内において保証責任を履行します。

## ■ 第2条 用語の定義

この保証約款において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ各号の定義に従います。

### (1) 保証登録物件

新築専用住宅、新築併用住宅としての用途を有した建物 又は、住宅と同等の機能を有する建物で、地盤総合管理センターが承認した建物のうち、正規の方法で申請が行われ、登録された物件の事を言います。

### (2) 被保証者

本保証約款に基づく保証の対象者で、本保証書に記載された者を言います。

## ■ 第3条 保証登録物件の制限

この保証約款によって保証される建物及び地盤は、原則下記項目に該当しなくてはなりません。

(1) 登録地盤会社による地盤調査が行われ、その調査の結果、従い登録地盤会社による地盤補強工事が行われ、その内容が地盤総合管理センターで承認されている物件。

(2) 登録地盤会社による地盤調査データの解析が行われ、その解析結果に基づく 地盤補強工事が行われ、その内容が地盤総合管理センターで承認されている物件。

(3) 登録地盤会社による地盤調査及び地盤調査データ解析の結果、地盤補強を行わない場合は 建物の安全を確保するに充分な基礎施工が行われ、その内容を

地盤総合管理センターが適切である事を承認した物件。

## ■ 第4条 保証内容

保証者（登録地盤会社）は、地盤調査または地盤補強工事の結果に起因して、保証登録物件の地盤の不同沈下等により当該建物が損壊した場合、

損壊した建物の修復工事を行い、不同沈下を起す以前の状態に現状復帰を行なうべき修復工事を行います。

但し、修復工事を行なう事が困難な場合や修復工事を行なう事により近隣住宅等に影響を及ぼす事等の障害が発生する可能性がある場合には、修正工事の内容を検討し

登録地盤会社又は地盤総合管理センターが提案する実現可能な対策により施工する事が出来るものとします。

## ■ 第5条 保証期間

(1) この保証約款によって保証される期間は、地盤総合管理センターが保証開始を承認した保証開始日から該当応答日までとします。

(2) 保証開始日として該当する期間は地盤調査完了後または地盤補強工事完了後より建物引渡し日までの間とします。

地盤調査完了後又は地盤補強工事完了後1年以上建築工事が始まらない場合や、2年以内に建物が完成しない場合は保証対象外となります。

## ■ 第6条 保証限度額

保証限度額は、次のとおりとします。

(1) 保証対象物件の建物の修復工事費用の実費の内、建物沈下修正工事費用として最大1000万円、それ以外の建物修正工事に關係した修正工事費用として最大4000万円まで 合計5000万円を保証限度額とします。

(2) 保証対象物件の修復工事費用の査定は、地盤総合管理センターが算出するものとします。

(3) 修復工事に關係する、地盤総合管理センターの承認を得ない工事 又は 修正工事に必要無いと判断された工事の費用は一切負担いたしません。

(4) 修復工事の為、地盤総合管理センターで承認した仮住居費用は、一事故につき50万円まで 6条1項の金額内で保証いたします。

## ■ 第7条 累計保証限度額

前条の規定にかかわらず、本保証制度における同一年度に引き受けた保証の総支払限度額は2億円を限度とします。

## ■ 第8条 保証契約及び保険会社の責任

(1) 登録地盤調査会社及び地盤総合管理センターは、本保証制度の資力を確保する為に、損害保険会社と有効な損害保険契約を締結するものとします。

(2) 保険事故時に登録地盤調査会社及び地盤総合管理センターと有効な保険契約を締結している損害保険会社は、その保険契約に基づく責任のみを履行します。

## ■ 第9条 保証登録物件の譲渡

保証登録物件が第三者に譲渡された場合は、譲渡日より前に譲渡の内容を詳しく文面で示し 物件管理者と譲渡を受ける第三者の両者が

既存の保証契約を継続する事を承諾した旨を、保証者である登録地盤調査会社へご連絡ください。

それに間に、登録調査会社と地盤総合管理センター両者が当該譲渡を承認した場合に限り、保証を継続します。

保証期間は譲渡日より既存の保証終了日までとし、保証期間の延長は行いません。

## ■ 第10条 事務手数料

登録地盤調査会社と地盤総合管理センターは保証の継続又は登録内容の変更を申し込む者に対し別途必要とされる事務手数料を請求できるものとします。

## ■ 第11条 譲渡の制限

保証登録物件の譲渡は1回までを有効とし 2回以上の譲渡が行われた場合 又は1回目であっても譲渡に際し14条1~2項の内容に抵触した場合

保証者（登録地盤業者）および地盤総合管理センターは保証責任を負わないものとします。

## ■ 第12条 保証制度の利用に関する制限

(1) 本保証制度や保証に關係する登録地盤会社や地盤総合管理センターに対する攻撃を目的として利用された場合 保証には応じられません。

(2) 本保証制度を利用し個人又は企業や団体に損害を与える事を目的として利用された場合 保証には応じられません。

## ■ 第13条 免責事項

保証者である 登録地盤会社及び 地盤総合管理センターは、次の事由により発生した損害及び不具合事象については、本保証の保証責任を負いません。

(1) 地盤の組織・地質・地形に起因する地盤の変動、土砂崩れ・液状化等の予測できない事態

(2) 雨、落雷、地震、噴火、洪水、津波等の自然現象に起因する場合

(3) 建物の管理者（施主、所有者又は使用人等を含む）による著しく不適切な維持管理、通常予想される使用状況と著しく異なる使用、保証開始時に

通常想定されたものと著しく異なる使用を一時的にでも又は部分的にでもおこなわれた場合

(4) 用途・用法及び増改築等により建物自体の構造、面積等の変更又は建物に負担が及ぶ可能性がある一切の施工や

（造園・上間打ち等を含む）に要因に起因する場合

(5) 保証開始後に施工された地盤補強工事、地盤改良工事または土の入れ替え工事等に起因する場合

(6) 自然の消耗、磨耗、摩擦、カビ、錆、変質、変色その他類似の現象

(7) 通常想定されうる住宅及び付属設備の自然の劣化

(8) 敷地内外を問わず 植物の根の成長や枝等の成長等に起因する場合

(9) 道路工事、地下工事、建築、土木工事等による、または重量車両の通行による間接的な振動や直接的な破損等

(10) 登録地盤業者の提唱した基礎・地盤補強工事提案書に基づかない施工 及び地盤総合管理センターが承認していない地盤補強会社による施工に起因する場合

(11) 戦争・変乱・暴動・労働争議・政治的または社会的騒擾

(12) 故意により誘發された、原因に起因する場合

(13) 不同沈下が水平長に対して1000分の3米溝の場合

(14) 提出された必要書類に、虚偽記載がある場合

(15) 締結された 規則に従わず 保証義務の妨害や損害を目的とした行為が関与した場合

(16) 地盤総合管理センターが指定した 調査方法や調査会社の業務を妨害又は故意の誘導などにより 事態の解明を阻害した場合

(17) 保証者または譲渡人が地盤総合管理センターまたは登録地盤業者が不利益を受ける事目的とした行為がある場合

(18) 身体の障害に対する保証

(19) 建物に直接関係無い物の保証（逸失利益や營業損害等も含む）

(20) 近隣の造成又は建築等が原因による損害である事を、地盤総合管理センターが認定した場合

(21) 第9条に規定された譲渡の追跡が行われなかった場合、または地盤総合管理センターが承認をしなかった場合

(22) 第10条の事務手数料の支払が所定の期日までになされない場合

## ■ 第14条 保証の取消

保証者である 登録地盤会社及び地盤総合管理センターは、保証の開始以降または本保証書の交付以降に次の事実を知った場合、

保証開始日に遡及して保証を取り消すことができます。

(1) 引き渡された保証登録物件が地盤調査依頼時に受け取った設計図や資料と著しく異なる場合

(2) 引き渡された保証登録物件の用途・用途が地盤調査依頼時と著しく異なる場合

(3) 保証に関する要因が利益の追求又は個人や企業及び団体への中傷・攻撃・威嚇等の本保証の目的とは異なる事に使用された場合又はされる可能性がある場合

(4) 謙譲に關係する約束【第9条と第11条と第14条(1)(2)】が守られない場合

## ■ 第15条 調査について

(1) 保証者である 登録地盤会社及び地盤総合管理センターは、本保証に關し必要と認めた際には、保証登録物件や

その他これに關するものについて、調査を行うことができるものとします。

(2) 地盤総合管理センターは、本保証に關して必要と認めた 保証登録物件の資料を関係者に提示する事を求める事ができるものとします。

## ■ 第16条 事故の通知

保証対象物件管理者は事故、損害またはそれらのおそれがあることを知った日から30日以内かつ保証期間内に登録地盤会社又は

地盤総合管理センターに事故の通知を行ってください。

通知が遅れた場合は、登録地盤会社及び地盤総合管理センターは保証の責任を負えない場合があります。

## ■ 第17条 保証書の利用の制限

保証書を担保とした金銭の貸し借りや、保証書に何らかの付加価値等を定義付ける事は認めません。 またそれに関し、一切の弁償や損害の補償は致しません。

## ■ 第18条 その他の

(1) 本保証約款に定めのない事項については、民法その他の法令に基づき保証対象者・登録地盤業者・地盤総合管理センターの

三者の協議により決定する物とします。

(2) この保証書の約款の内容は利用者への告知なく変更される場合があり、変更後の約款が常に適用されるものとします。